

社会福祉法人 輝福社会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、福祉法人輝福社会の役員等に対する報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、評議員及び理事並びに監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、役員等には評議員選任・解任委員並びに第三者委員を含むこととする。

(評議員会の出席報酬等)

第 3 条 評議員が評議員会に出席したとき、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(理事会の出席報酬等)

第 4 条 理事が理事会に出席したとき、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、監事の業務にあたった場合は、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第 6 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(第三者委員の報酬等)

第 7 条 第三者委員が第三者委員会議に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(支給方法)

第 8 条 役員及び第三者委員が評議員会、理事会、監事監査、諸会議等へ出席した場合、その都度支給する。

(出張旅費)

第 9 条 役員が法人業務のため出張する場合は、費用弁償として「社会福祉法人輝福社会職員

旅費規程」を準用し、施設長の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。

- 2 第三者委員が法人業務のため出張する場合は、費用弁償として「社会福祉法人輝福社会職員旅費規程」を準用し、主任の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。
- 3 旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。

(適用除外)

第 10 条 施設職員であって法人の役員を兼務する者については、この規程を適用しない。

(改訂)

第 11 条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、令和元年度定時評議員会において決定し、平成31年4月1日に遡って適用する。また、社会福祉法人輝福社会役員費用弁償規程を廃棄する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 経 理 区 分 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 評 議 委 員 会 出 席 報 酬 | 3,000 円 | 本 部 会 計 |
| 理 事 会 出 席 報 酬 | 3,000 円 | |
| 監 事 業 務 出 席 報 酬 | 3,000 円 | |
| 評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 出 席 報 酬 | 3,000 円 | |
| 第 三 者 委 員 会 出 席 報 酬 | 2,000 円 | 施 設 会 計 |